

令和7年度

岡山第2合同庁舎消防用設備等点検業務仕様書

中国四国農政局

1 履行場所

岡山市北区下石井1-4-1
岡山第2合同庁舎

2 一般事項

- (1) 受注者は、以下の点検を行うものとする。
 - ① 下記4の消防用設備等の機能保全のため、消防法第17条の3の3の規定に基づき消防用設備等の点検を行うものとし、併せて、同法第36条第1項において準用する同法第8条の2の2第1項の規定に基づく防災管理点検を行うものとする。
 - ② 下記5の防火設備について、平成28年5月2日付け国土交通省告示第723号に基づく防火設備点検を行うものとする。
- (2) 点検の実施月については、以下のとおりとする。
 - ① 7月 消防用設備等（機器点検・総合点検）
 - ② 1月 消防用設備等（機器点検）
防火設備点検
 - ③ 3月 防災管理点検
- (3) 受注者は、契約の日から10日以内に業務計画書を発注者に提出し、監督職員と協議しなければならない。
- (4) 受注者は、各点検項目に必要な資格を有する業務実施者を定め、名簿を作成し、契約の日から10日以内に資格の免状等の写しとともに発注者に提出しなければならない。
- (5) 業務責任者は、発注者との連絡及び協議に当たるなど、業務に関する一切の事務を処理しなければならない。
- (6) 受注者は、業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

3 提出書類及び実施回数

受注者は、業務計画書に基づき下記4に示す消防用設備等の点検、防災管理点検及び下記5に示す防火設備点検を実施し、その結果を記録して消防用設備等点検結果報告書、防災管理点検報告書、防火設備点検結果報告書を各3部、発注者に提出するものとする。なお、実施回数は次のとおりとする。

- ・消火器（機器点検年2回）
- ・屋内消火栓設備（機器点検年2回・総合点検年1回）
- ・スプリンクラー設備（機器点検年2回・総合点検年1回）
- ・泡消火設備（機器点検年2回・総合点検年1回）
- ・不活性ガス消火設備（二酸化炭素）（機器点検年2回・総合点検年1回）
- ・不活性ガス消火設備（窒素）（機器点検年2回・総合点検年1回）
- ・自動火災報知設備（機器点検年2回・総合点検年1回）
- ・ガス漏れ火災警報設備（機器点検年2回・総合点検年1回）
- ・非常警報装置・放送設備（機器点検年2回・総合点検年1回）
- ・誘導灯及び誘導標識（機器点検年2回）
- ・避難器具（機器点検年2回・総合点検年1回）
- ・防排煙制御設備（機器点検年2回・総合点検年1回）
- ・連結送水管（機器点検年2回・総合点検年1回）
- ・非常コンセント設備（機器点検年2回）
- ・フード（ダクト）消火器（機器点検年2回・総合点検年1回）

- ・非常用電源設備（機器点検年2回・総合点検年1回）
- ・防災管理点検（年1回）
- ・防火設備点検（年1回）

4 消防用設備等 別表1のとおり

5 防火設備点検 別表2のとおり

6 その他

(1) 上記点検により整備の必要が生じた場合は有償とし、別途協議するものとする。

(2) 環境関係法令の遵守

受注者は役務の提供に当たり、以下の環境関係法令を遵守するものとする。

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）

(3) 環境関係法令の遵守以外の取組

ア 役務の提供に当たっては、エネルギーの節減及び生物多様性への悪影響の防止等の観点から、環境負荷低減に配慮したものの調達に努めること。

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理やウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努めること。

7 定めなき事項

この仕様書に定めない事項又は、この業務の実施にあたり疑義が生じた場合には、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別表 1
消防用設備等

消防用設備等の種類	項 目	点検数量
(1) 消火器	粉末消火器（50型）車載式	2本
	粉末消火器（10型）蓄圧式	73本
	強化液消火器（6型）蓄圧式	2本
	二酸化炭素消火器（7型）	2本
(2) 屋内消火栓設備	加圧送水装置	1組
	制御盤	1面
	消火栓（屋内型）	31組
	起動用スイッチ	31個
	表示灯	31灯
	音響装置	31組
	表示盤	3面
	水源（貯水槽、給水装置、バルブ類等）	1組
	呼水装置	1組
(3) スプリンクラー設備	加圧送水装置	1組
	起動装置	1組
	ヘッド	813組
	電源装置	1組
	制御盤	1面
	流水検知装置	5組
	表示盤	3面
	呼水装置	1組
	送水口（双口）	2箇所
	水源（貯水槽、給水装置、バルブ類等）	1組
	末端試験弁	5個
(4) 泡消火設備	泡タンク	1基
	加圧送水装置	1組
	起動装置	1組
	ヘッド	224個
	電源装置	1組
	操作盤	1面
	流水検知装置	2組
	一斉開放弁	26個
	混合装置	1組
	表示盤	3面
	手動開放弁	26個
	呼水装置	1組
	水源（貯水槽、給水装置、バルブ類等）	1組
(5) 不活性ガス消火設備 （二酸化炭素）	消火剤貯蔵容器（二酸化炭素）	32基
	容器弁開放器 ガス圧式	32個
	容器弁開放器 電磁式	1個
	起動用ガス容器	1個
	起動用操作箱	1個
	音響装置	4組
	連動盤5回線以下	1面
	表示盤	3面
	電源装置	1組
	圧カスイッチ	1個
	開口部自動封鎖装置（ダンパー）	2個
	放出表示灯箱	9個
	選択弁	1個
	ヘッド	4個
	(6) 不活性ガス消火設備 （窒素）	消火剤貯蔵容器（窒素）
容器弁開放器 ガス圧式		9個
容器弁開放器 電磁式		1個
起動用ガス容器		1個
起動用操作箱		1個
音響装置		2組
連動盤5回線以下		1面
電源装置		1面
圧カスイッチ		1組
開口部自動封鎖装置（ダンパー）		2個
放出表示灯箱		1個
ヘッド		8個

(7) 自動火災報知設備	受信機 (R型) 303回線	1面
	副受信機 (R型LCD) 303回線	2面
	差動式スポット型感知器	326個
	定温式スポット型感知器	41個
	煙感知器	243個
	アナログ式煙感知器	72個
	P型1級発信機	33個
	消火栓連動起動装置 (P型1級発信機)	1式
	表示灯	33灯
	入退館ゲート火報連動装置	5組
	電気錠火報連動装置	2組
(8) ガス漏れ火災警報設備	受信機 (個別)	1面
	表示盤	3面
	検知機 (警報付)	4個
	中継器	3個
(9) 非常警報装置・放送設備	増幅器操作部	1台
	操作部 (電源部)	33組
	起動装置 (発信機、押しボタン)	33組
	スピーカ回線	395個
	遠隔操作部	1台
	常用電源	1組
	非常電源	1組
(10) 誘導灯及び誘導標識	誘導灯	161灯
(11) 避難器具	はしご	10個
(12) 防排煙制御設備	ダンパー	47個
	防火戸 (片開き扉)	36枚
	防火戸 (両開き扉、順位調整器なし)	20枚
	電動式シャッター	6枚
	手動装置	7組
	排煙装置モーター駆動	13台
	排煙装置起動盤	13面
	制御盤	1面
	排煙口	7口
排煙装置	1台	
(13) 連結送水管	放水用器具格納箱	7組
	送水口	2組
	放水口	19組
(14) 非常コンセント設備	単相100V	10個
(15) フード (ダクト) 消火器	消火剤貯蔵容器	10基
	容器弁開放装置 電磁式	10個
	音響装置	1組
	表示盤	3面
	ヘッド	25個
(16) 非常用電源設備	自家発電設備	1組
	蓄電池設備	2組

※1 非常用電源設備の自家発電設備については、保守点検において実負荷試験により実施するため、実負荷試験に必要な機器の起動及び報告書の作成を行うこと。

別表2
防火設備

(1) 防火設備	防火戸 (片開き扉)	36枚
	防火戸 (両開き扉、順位調整器なし)	20枚
	電動式シャッター	6枚